事例No.	325
公表年度	H28
団体の属性	町村
団体名	三重県紀宝町

事例区分	公営企業

タグ	・下水道事業 ・公共施設活用 ・（行政改革）業務の効率化

事例種類	民間活用

事例内容・タイトル

「PFI手法を活用した浄化槽整備」（特定地域生活排水処理施設）

出典

地方公営企業の抜本的な改革等に係る先進・優良事例集

○ 事例名等

事例名	PFI手法を活用した浄化槽整備
団体名	三重県紀宝町
事業名(事業区分)	下水道事業 (特定地域生活排水処理施設)
法適用区分	非適用

○団体及び事業の概要

行政区域内人口(人)	11,537	行政区域内面積(㎢)	80
供用開始年月日	平成21年3月31日	処理区域内人口(人)	5,215
処理区域内面積(ha)	79.6	施設利用率(%)	-
職員数(人)	1	営業費用(千円)	49,799
営業収益(千円)	35,816		

※表中の計数はH28年3月末時点

1. 取組の背景、検討を開始した契機・導入過程

(1)取組の背景

紀宝町では、平成4年度から合併処理浄化槽の設置普及促進を目的に、補助金制度を創設し、個人が住宅等に設置した浄化槽に対して補助金を交付し、浄化槽の整備促進を進めてきた。

また、当時の生活排水処理整備計画では、農業集落排水や特定環境保全公共下水道等も検討したが、山間部が多いという地形的な問題、財政的な問題等から、平成18年1月の合併前には、両町村(紀宝町及び鵜殿村)とも全域を浄化槽で整備していくことに計画を見直し、浄化槽の整備を推進してきた。

その整備基数は、事業開始前の平成19年度末で、延べ1,137基であり、これを生活排水処理施設整備率に換算すると、平成19年度末で26.1%となるが、三重県の平均73.3%と比較しても、まだまだ低い状況であった。

一方、法定検査の受検率は約6割にとどまっており、浄化槽の整備が進んでも、維持管理の徹底が図れていないという現状があった。

また、町内には世界遺産にも登録されている熊野川や自然プールとして利用されている相野谷川などがあり、その清流を守り、後世に残していくためにも、生活排水処理対策が急務となっていた。

(2)検討を開始した契機・導入過程

①検討を開始した契機

当町は、生活排水処理施設整備率の向上と維持管理の徹底を図るべく、循環型社会形成推進地域計画を策定する時点で『個人設置型』から『市町村設置型』への移行を検討していた。移行に当たっては、民間の経営ノウハウや資金力等の民間活力を活用したPFI手法(BTO方式)での事業化が有効であると導入可能性調査の調査結果が出たことを踏まえて、平成20年度から『紀宝町営浄化槽整備推進事業』として浄化槽PFI事業を行い、浄化槽の設置推進に努めている。

②導入過程

経過年	項目	内容
平成18年2月	循環型社会形成推進地域計画策定	循環型社会形成推進地域計画の中で個人設置型からPFI手法も含めた市町村設置型への移行検討を明記
平成18年7月	先進地視察	担当者レベルでの先進地視察や議員視察研修としての先進地(4市町村)を訪問し、PFI手法と直営手法を視察
平成19年2月～ 平成19年8月	PFI導入可能性調査	コンサルタント会社を活用し、住民アンケートや現地踏査、民間事業者説明会、VFM算定などを行う
平成19年10月	実施方針の公表	町ホームページ上にて実施方針を公表
平成19年12月	事業者を募集	募集要項、業務要求水準書、提案書の構成を町ホームページ上にて公表

平成20年2月	優先交渉権者を選定	有識者のよる民間事業者活用審査委員会を4回開催し、優先交渉権者を選定
平成20年4月	事業実施	優先交渉権者と仮契約を締結し、町議会の議決を経て、4月1日から事業を実施

③自治体外部有識者の活用
　事業者の募集、選定にあたっては、大学教授や三重県職員などからなる『紀宝町営浄化槽整備推進事業民間事業者活用審査委員会』を組織し、各種専門分野からの意見を参考にしながら、事業者の募集、優先交渉権者の選定を行った。

④住民・議会への説明
　議会への説明については、紀宝町としても初のPFI事業であったことから、検討段階から説明を行い、先進地への視察研修にも行くなど常に情報を共有しながら事業化に向けて取り組んできた。
　また、住民への説明については、事業開始前に町内7会場において説明会を開催し、事業開始半年前からは町の広報紙を活用して事業PRを行ってきた。

2. 取組の具体的内容とねらい、効果

(1)取組の具体的内容とねらい
①事業内容
　町内全域の住宅、店舗兼住宅及び公共施設等に高度処理型合併処理浄化槽(放流ポンプが必要な場合は放流ポンプ含む)を設置し、設置した浄化槽と寄付採納のあった既設浄化槽の清掃、保守点検、法定検査といった維持管理の徹底を図る。また、県平均と比較してもかなり低い生活排水処理施設整備率を21.6%から約60%近くまで向上させ、生活環境の向上、水環境の保全に努める。
②事業方式
　BTO方式
③期間及び事業費
　平成20年度から29年度までの10年間で1,500基を設置(維持管理は30年度までの11年間)　30.8億円

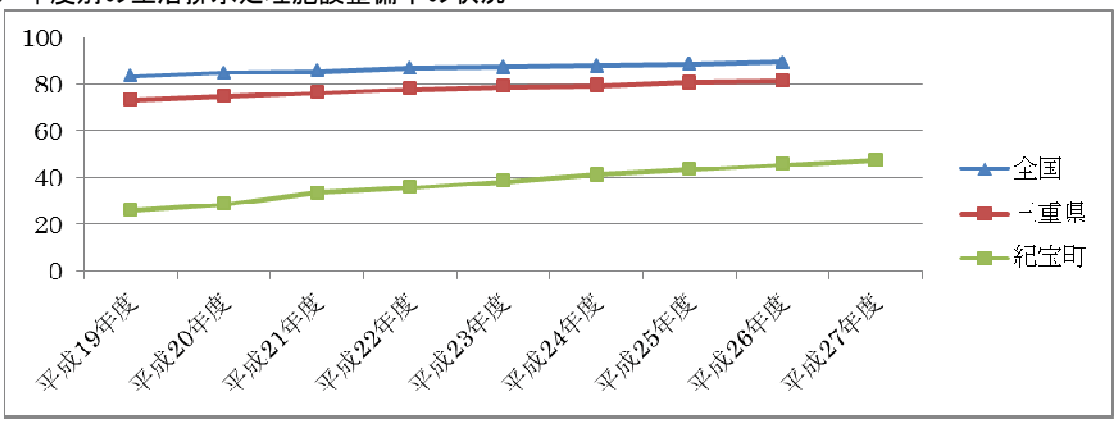
(2)効果
①設置の実績
　設置実績としては、初年度の平成20年度が90基、平成21年度が88基、平成22年度が69基、平成23年度が89基、平成24年度が102基、平成25年度が75基、平成26年度が62基、平成27年度が62基となっており、8年間の合計は637基となっている。
　この実績は、計画基数からすれば計画を大きく下回っているが、事業を開始した平成20年度は世界的な経済不況も反映して、家屋新築に伴う浄化槽設置が前年度の52基と比較すると、20年度は17基と大幅に減少する中での90基は、PFI手法を導入したことによる成果と考えられる。その後も、表①の数字を見てもわかるように、少ないながらも新築よりもみなし浄化槽などからの設置替えの割合が毎年多いことから、本事業に着手して浄化槽の設置促進については一定の成果が出ているものと考えられる。

表①　年度別設置基数の内訳(単位:基)

区　分	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
新　築	52	17	34	26	36	65	42	27	30
設置替え	25	73	54	43	53	37	33	35	32
(みなしから)	—	(45)	(37)	(29)	(28)	(29)	(18)	(21)	(14)
(くみ取りから)	—	(28)	(17)	(14)	(25)	(8)	(15)	(14)	(18)
合　計	77	90	88	69	89	102	75	62	62
町営浄化槽累計		90	178	247	336	438	513	575	637

②生活排水処理施設整備率の向上
本事業を開始するまでの生活排水処理施設整備率としては平成19年度末で26.1%であったが、本事業を開始した平成20年度からは、同整備率は平成20年度末が28.7%、21年度末が33.6%、22年度末が35.8%、23年度末が38.3%、24年度末が41.2%、25年度末が43.5%、26年度末が45.5%、27年度末が47.4と、8年間で同整備率を21.3%も向上させることができている。
これは、平成26年度末の三重県平均(81.5%)と比べるとまだまだだが、本事業による一定の成果ではないかと考えられる。

図① 年度別の生活排水処理施設整備率の状況



③高齢者世帯には使用料を減免
国のモデル事業や特別モデル事業を活用することで、町としては国の補助率が3分の1から2分の1となり、財政的にも起債額が当初の計画より軽減でき、財政的な負担の軽減を図りながら事業を進めることができた。
町では、この財政負担の軽減分を活用し、住民に何らかの形で還元できればと考え、平成22年度から使用料の高齢者減免を始め、65歳以上だけの世帯について、5人槽の場合、月額の使用料3,800円を2,000円に軽減。この減免制度を始めてから、高齢者世帯の浄化槽設置や浄化槽の寄付が増加し、事業の推進にもつながっている。

④寄付の実績
本事業では、浄化槽の維持管理の徹底を図ることを目的に、事業開始前に既に浄化槽を設置している世帯についても、寄付という形で、浄化槽の所有権を町に移していただく、寄付採納制度も行ってきた。寄付採納後は、町が責任を持って保守点検、清掃、法定検査、修繕などを行っていくもので、高齢者減免を開始した平成22年度からは、寄付採納の申し込みが伸びている。

表② 年度別の浄化槽寄付基数

区　分	20 年度	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度
寄付基数	13	25	43	43	43	42	49	20
寄付累計	13	38	81	124	167	209	258	278

3. 他の自治体の参考となる点、今後の課題等

(1)他の自治体の参考となると考えられる点
・事業実施に当たっては、地元への情報発信と業者間の調整が不可欠。
・導入までは、一時的に事務量が増加するが、事業が始まれば、PFI事業者である特別目的会社がほとんどの業務を行うため、個人設置で行っているときとあまり変わらない事務量で事業を進めることができる。
・PFI手法を導入することで、リスクも分散されるので、直営で実施するよりも、リスクの負担が少なくてすむ。

(2)今後の課題等
平成29年度には、設置事業の最終年度を迎えるが、事業後半になると設置替えが思うように進まなくなるので、今後も特別目的会社とも連携しながら事業の円滑な実施に努めていきたい。
また、PFI事業終了後の浄化槽整備について、現在、次期手法を検討中であるが、設置、維持管理も含め、どのような手法で行っていくかが今後の課題である。

〇問合せ先

担当課	紀宝町環境衛生課		
TEL	0735-33-0338	MAIL	kankyo@town.kiho.lg.jp